

鶴居村一般廃棄物最終処分場

維 持 管 理 計 画 書

(平成28年7月1日)

鶴 居 村

## 1. 要旨

一般廃棄物の処理は、「廃棄物処理法」により市町村の責務としてその処理に必要な措置を講ずるように努めるものとされている。一般に排出されたごみは、収集・運搬プロセス、中間処理プロセス、最終処分プロセスに分類され、各プロセスにおいて減量化、減容化をはかる必要がある。

鶴居村では平成15年度に最終処分場を新設し、その翌年度から供用開始しているが、最終処分場の機能を十分発揮させるためには、日常の維持管理を適切に行うことが重要である。

本計画は、最終処分場の供用開始にあたり、周辺環境の保全を主目的にした維持管理に関する事項を定めるものである。

## 2. 最終処分場の概要

- 1) 位置 阿寒郡鶴居村雪裡原野554番2、566番1、566番3  
雪裡965番1
- 2) 敷地面積 78,021㎡
- 3) 施設概要
  - ①埋立施設 埋立面積：1,400㎡  
埋立容量：5,035㎥  
埋立構造：準好気性埋立  
埋立地上屋：鋼板
  - ②浸出水処理施設 建築面積：200.00㎡  
延床面積：200.00㎡  
建物構造：鉄筋コンクリート造1階建  
処理方式：接触ばっ気法（脱窒）及び膜分離処理  
処理能力：3㎥／日
  - ③埋立期間 45年間（平成16～60年度）
  - ④埋立対象物 不燃ごみ
- 4) 処理水質

pH	5.8～8.6
BOD	20mg/ℓ以下
SS	10mg/ℓ以下
T-N	100mg/ℓ以下
大腸菌群数	3,000個/dℓ以下
DXN類	10pg-TEQ/ℓ以下
その他項目	は基準省令で定める基準値以下

### 3. 維持管理上の基準

最終処分場の維持管理については、「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令」（昭和52年3月14日、総理命令・厚生省令第1号）に定められている事項を遵守する。

### 4. 最終処分の維持管理計画

#### 1) 埋立管理

##### ①搬入管理

- ・ 場外より進入してくる搬入車両の誘導等の安全管理を徹底する。
- ・ 計量機器による搬入量（埋立処分量）の把握をする。
- ・ 廃棄物の搬入チェックを行う（目視での埋立不適物の搬入監視）。

##### ②埋立作業管理

- ・ 架台からの投入のため、廃棄物投入時は直下に入らないよう徹底する。
- ・ 埋立工法（準好気性埋立）を徹底する。

##### ③埋立工法

- ・ 層状にて埋立を行う。
- ・ 廃棄物は埋立重機により水平に敷き均し、十分に転圧する。

##### ④覆度作業

- ・ 覆土材の調達は、工事発生残土により必要量を確保するものとする。
- ・ その日の埋立箇所は、ごみの飛散防止、臭気の発生防止、衛生害虫の発生防止等のため、必要に応じて覆度（約10cm）を履行する。
- ・ 一層当たりの覆度厚は、廃棄物2.0mにつき0.1mとする。

#### 2) 主要施設の管理

##### ①雨水排水設備

- ・ 雨水排水路、浸出水貯留層の点検、清掃（流木、笹葉、堆積土砂の除去）。

##### ②浸出水排水設備

- ・ 埋立初期の集排水工（フィルター材）の成形保持。

##### ③浸出水処理施設

- ・ 日常点検、薬品補給及び定期的な機能点検、維持補修の実施。

##### ④その他の設備

- ・ 浸出水導水管、計量機器、搬入道路等の定期的な機能点検及び維持補修。
- ・ 各導水管の凍結防止。
- ・ 総括的な管理運営のための事務所等の維持管理。

### 3) 水質検査

浸出水処理水及び周縁地下水の水質を定期的に検査する。

水質検査の区分・時期・項目・頻度は、「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令」に基づき、下表のとおりとする。

地下水及び放流水の水質検査一覧表

区 分	時 期	項 目	頻 度	場 所
地下水	埋立開始前	地下水等検査項目 電気伝導率 塩化物イオン濃度 ダイオキシン類	1 回	モニタリング井戸 上流 1 箇所 下流 1 箇所
	埋立期間中	地下水等検査項目 ダイオキシン類	年 1 回	モニタリング井戸 上流 1 箇所 下流 1 箇所
		電気伝導率 塩化物イオン濃度	月 1 回	モニタリング井戸 上流 1 箇所 下流 1 箇所
		電気伝導率 p H	常 時	モニタリング井戸 下流 1 箇所以上
	埋立終了 ↳ 廃 止	地下水等検査項目 ダイオキシン類	年 1 回	モニタリング井戸 上流 1 箇所 下流 1 箇所
放流水	埋立期間中	放流水検査項目 ダイオキシン類	年 1 回	放流水
		p H、B O D、S S、T - N	放流水 発生月 (注1)	放流水
	埋立終了 ↳ 廃 止	放流水検査項目 ダイオキシン類	6 か月 1 回	放流水
		p H、B O D、S S、T - N	放流水 発生月 (注1)	放流水

(注1) 平成28年7月1日付提出の一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書に基づき、放流水検査は4月から11月まで(凍結の恐れがある冬期間を除く)の放流水発生月のみ行う。(鶴居村一般廃棄物最終処分場は被覆型(屋根付き)の最終処分場で雨水の影響がなく、埋立物の種類(平成16年4月供用開始から不燃ごみのみ)と過去に実施した浸出水(処理前)の水質結果から、公共の水域及び地下水の汚染が生ずる恐れがないことが明らかであるため、場内の散水は粉塵防止程度とし浸出水は貯留して定期的に処理することとした)

#### 4) 維持管理の記録

主な記録事項を以下に示す。

- ・搬入ごみの各月ごとの種類及び数量。
- ・擁壁等並びに遮水工の点検、浸出水処理施設の機能の点検を行った場合は点検年月日及び点検結果、対策措置を講じた場合はその年月日と措置内容。
- ・地下水又は放流水を測定した場合は、採取年月日及び採取場所、さらに測定結果で水質の悪化が認められ、対策措置を講じた場合はその年月日と措置内容。

#### 5) 維持管理記録の閲覧

維持管理記録は村ホームページへ掲載する他、以下のとおり閲覧に供する。

- ・閲覧場所：鶴居村役場住民生活課
- ・閲覧方法：申出による
- ・閲覧時間：午前8時30分から午後5時15分まで  
(土日祝日等、役場閉庁日を除く)
- ・閲覧期間：備え置いた日から3年間とする
- ・閲覧対象者：生活環境の保全上利害関係を有する者

#### 6) 一般廃棄物の搬入出方法及び時間

- ・搬入出時間：午前8時から午後4時まで（火曜及び土曜日のみ）
- ・搬入出方法：収集車、一般車両など